

高松市監査委員告示第38号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果
に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年12月1日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同 | 大 | 西 | 均 | |
| 同 | 香 | 川 | 洋 | 二 |
| 同 | 造 | 田 | 正 | 彦 |

令和7年度

監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 株式会社末友造園

高松市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和7年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象局（所管課）

都市整備局（公園緑地課）

(2) 対象団体等

指定管理者 「株式会社末友造園」

指定管理施設 「高松市亀水中央公園」

4 監査対象事務

| 局及び団体 | 監査対象事務 |
|------------------|--|
| 都市整備局 (公園緑地課) | 令和6年度及び7年度において、指定管理者株式会社末友造園が行った、高松市亀水中央公園の管理に係る出納その他の事務 |
| 株式会社末友造園 | 令和6年度及び7年度において、指定管理者として行った、高松市亀水中央公園の指定管理業務全般 |

5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和7年9月に、施設管理運営状況を確認するため、高松市亀水中央公園において、実地監査を行った。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和7年8月20日から11月6日まで

8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6ヶ月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

| 局及び団体 | 指摘 | 意見 | 合計 |
|------------------|----|----|----|
| 都市整備局 (公園緑地課) | 3 | — | 3 |
| 株式会社末友造園 | 2 | — | 2 |
| 合計 | 5 | — | 5 |

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものです。

高松市亀水中央公園の指定管理について

1 高松市亀水中央公園について

高松市亀水中央公園は、高松市亀水町458番地3に所在し、市民の憩い、児童の遊戯、運動等の利用に供することを目的とした公園として、令和4年4月から供用を開始した。

同施設への指定管理者制度は、供用開始時から導入され、6年3月31日の指定管理期間満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、株式会社末友造園が選定され、11年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



2 指定管理者が行う業務内容

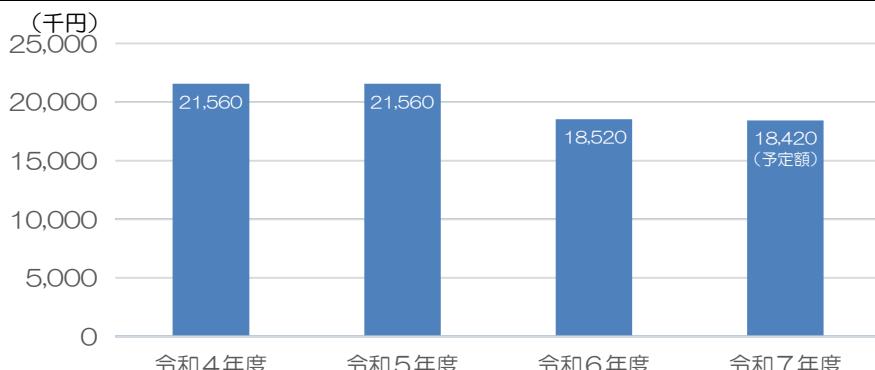
- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設利用の促進に関する業務

3 指定管理者の取組について

施設は、姉妹都市であるトゥール市との縁で設置された大型遊具や芝生広場、休憩所などのほか、多くのバラが咲き誇るバラ園がある公園で、憩いの場、交流の場として多くの市民の皆様に親しまれるよう、日々の清掃や公園施設、芝生、花壇等の管理を行い、利用者が快適に過ごせる環境の維持に努めている。

また、除草や清掃、巡回等を行う人員を地域採用することで地域との連携を図っているほか、学生や警察隊による音楽イベントを開催するなど、地域の活性化にも努めている。

4 指定管理料の推移



令和7年度財政援助団体等監査結果一覧

| 結果No. | 区分 | 項目 | 公表文 該当ページ | 局及び団体 |
|-------|----|------------------|--------------|------------------|
| 1 | 指摘 | 基本協定書の適正な作成について | P5 | 都市整備局 (公園緑地課) |
| 2 | 指摘 | 所管課による指導監督体制について | P6 | |
| 3 | 指摘 | 備品の適正な管理について | P7 | |
| 4 | 指摘 | 指定管理業務の適正な遂行について | P8 | 株式会社末友造園 |
| 5 | 指摘 | 適正な経理処理について | P9 | |

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和7年度／都市整備局

| | | | |
|-------------|--|-------|-----------|
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第38号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 所 管 課 等 | 都市整備局 (公園緑地課) | 区 分 | 指 摘 |
| 指 摘 の 項 目 | 基本協定書の適正な作成について | | |
| 指 摘 す る 理 由 | 高松市亀水中央公園の管理に関する基本協定書中、第11条「管理運営状況の確認等」及び第14条「備品等の取扱い」に関する条文において、「高松市亀水中央公園」と表記すべき箇所について、他の公園の名称を表記していた。 | | |
| 指 摘 | 高松市亀水中央公園の管理に関する基本協定書については、指定管理業務の詳細を確定するものであることを認識するとともに、作成内容を厳格かつ適正に確認するよう、所属内における審査体制を構築されたい。 | | |

| | |
|--------------------|--|
| 根 拠 法 令 ・ 通 知 等 | 高松市指定管理者制度運用基本指針 |
| 内 容 | <p>Ⅲ 導入や選定に関する手続き</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>指定管理者に行わせる業務の範囲は、設置条例に規定される。その上で、詳細については、募集要項及び仕様書に定めることとし、最終的に基本協定書（事業計画書）で確定する。指定管理者が行う業務の範囲は、施設の管理運営方法を決定する際の重要な要素であるため、条例に規定する段階で十分に検討しておく必要がある。</p> |

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和7年度／都市整備局

| | | | |
|-------------|---|-------|-----------|
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第38号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 所 管 課 等 | 都市整備局 (公園緑地課) | 区 分 | 指 摘 |
| 指 摘 の 項 目 | 所管課による指導監督体制について | | |
| 指 摘 す る 理 由 | 所管課は、指定管理者が基本協定書等を遵守しているかなどを適宜確認し、指導監督すべきであるが、維持管理業務等について、十分な確認等がなされていなかった。 | | |

| | |
|-----|--|
| 指 摘 | 所管課は、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて協議するなど、指定管理者と連携し、指定管理業務が基本協定書や指定管理者募集要項等に基づき適正に実施されるよう、指導監督体制を構築されたい。 |
|-----|--|

| | |
|--------------------|--|
| 根 拠 法 令 ・ 通 知 等 | 高松市亀水中央公園の管理に関する年度協定書 |
| 内 容 | (管理経費) 第6条 甲は、乙が基本協定書、年度協定書、仕様書、募集要項、指定管理業務実施計画書等に従い、本業務を適切に実施していることを甲が確認することを条件として、乙に対し、本施設の管理運営に必要な経費として、次のとおり、四半期ごとに分け、各四半期の当初月末日までに乙の適法な請求に基づき支払うものとする。 |

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

令和7年度／都市整備局

| | | | |
|-------------|--|-------|-----------|
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第38号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 所 管 課 等 | 都市整備局 (公園緑地課) | 区 分 | 指 摘 |
| 指 摘 の 項 目 | 備品の適正な管理について | | |
| 指 摘 す る 理 由 | 高松市亀水中央公園に設置している芝刈り機については、前指定管理者が管理経費により購入した備品であり、指定期間満了後、市に無償で譲渡されているにもかかわらず、所管課は状況を把握しておらず、備品登録がなされないまま継続して使用していた。 | | |

| | |
|-----|--|
| 指 摘 | 高松市亀水中央公園に設置する備品については、定常に設置状況を把握するとともに、特に、指定期間満了時においては、適切に確認を行い、その管理及び帰属について状況を把握した上で、市所有の備品については、速やかに備品登録を行うなど、適正に管理されたい。 |
|-----|--|

| | |
|--------------------|--|
| 根 拠 法 令 ・ 通 知 等 | 高松市物品会計規則 |
| 内 容 | (物品台帳等への記録) 第13条 物品の出納をしたときは、備品にあっては備品出納保管伝票により財務会計システムにおいて電磁的に記録管理を行う台帳（以下「物品台帳」という。）をもって管理を行い、備品以外の物品にあっては第50条に規定する帳票に記録することにより、物品の出納を明確にしなければならない。ただし、第3条第1項第2号に掲げる消耗品その他市長が指定するものは、記録することを省略することができる。 |

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

| | |
|-------------|----------------|
| 監査実施年度／対象団体 | 令和7年度／株式会社末友造園 |
|-------------|----------------|

| | | | |
|-------------|---|-------|-----------|
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第38号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 所 管 課 等 | 株式会社末友造園 | 区 分 | 指 摘 |
| 指 摘 の 項 目 | 指定管理業務の適正な遂行について | | |
| 指 摘 す る 理 由 | 指定管理業務について、基本協定書や指定管理者募集要項等を遵守していないものや、所管課に対し必要な届出を行っていないものが見受けられた。 | | |

| | |
|-----|---|
| 指 摘 | 指定管理業務について、基本協定書等を遵守した業務体制を構築するとともに、必要に応じて協議及び報告を行うなど、所管課と連携し、指定管理業務を適正に遂行されたい。 |
|-----|---|

| | |
|--------------------|--|
| 根 拠 法 令 ・ 通 知 等 | 高松市亀水中央公園の管理に関する基本協定書 |
| 内 容 | <p>(管理業務の履行)</p> <p>第4条 乙は、法、条例、高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）並びに関係法令等のほか、基本協定及び年度協定の規定並びに乙が要項に基づき甲に対して提案した内容（末尾添付）に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ適正に管理業務を履行しなければならない。</p> |

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象団体

令和7年度／株式会社末友造園

| | | | |
|-------------|---|-------|-----------|
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第38号 | 告 示 日 | 令和7年12月1日 |
| 所 管 課 等 | 株式会社末友造園 | 区 分 | 指 摘 |
| 指 摘 の 項 目 | 適正な経理処理について | | |
| 指 摘 す る 理 由 | <p>指定管理者が行う経理処理について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。</p> <p>(1) 管理業務に係る口座は設けているが、管理業務に係る経費及び収入と、それ以外の経費及び収入が区分されていない。</p> <p>(2) 令和6年度の事業実績報告書の歳出入内訳において、請求書等の金額と異なる金額を記載していたものや、指定管理業務と関係がない支払いを記載していたものほか、請求書等が確認できないものなどが多数あった。</p> | | |
| 指 摘 | 指定管理業務とそれ以外の業務の経理区分を明確にするとともに、歳出入内訳を正確に作成するほか、請求書等の証拠書類を確実に添付するなど、適正な経理処理を行われたい。 | | |

| | |
|--------------------|--|
| 根 拠 法 令 ・ 通 知 等 | 高松市亀水中央公園の管理に関する基本協定書 |
| 内 容 | (管理口座及び区分経理) 第15条 乙は、管理業務に係る経費及び収入は、乙自体の口座とは別の口座で管理しなければならない。また、管理業務に係る経理と乙自体に係る経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならない。 |